

# しげんさいせいネット

(有限責任中間法人 循環資源再生利用ネットワーク)

## 私たちがめざすこと

2003年4月設立

しげんさいせいネット 事務局

電話・FAX 052-703-2108

Eメールアドレス shigensaiseinet@cello.ocn.ne.jp

〒465-8611 名古屋市名東区猪高町上社字井堀25-1

## 設立趣意書

新しい21世紀は大きな難題を背負っての船出となっています。

18世紀産業革命以来、科学、経済は目覚しい発展を遂げましたが、一方において大きな負の遺産を未来に残すこととなっています。

食料問題、エネルギー問題、環境対策など日本にとどまらず、世界的規模、地球的規模でこれらの課題に直ちに取り組んでいかなければならぬ現状下にあります。

これらの解決には地球的規模で、国際的、国家的協同の大きな取り組みが必要ですが、同時に「一人一人の身近な事から、地域からの協同の取り組み」があつてこそ実現する課題でもあります。

私たちは、後者に焦点をあて、それぞれが培ってきたこれまでの力を基に、さらに多くの人たちと協同し合うことによって、私たち自身の課題であり、かつ社会的課題でもあるこれらのテーマを実現していくことが今、強く求められていると認識しました。

21世紀に入って「循環型社会の形成」、「リサイクルシステム」等が強調されていますがこの社会システムは従来の生活スタイルや市場原理、競争原理では実現しません。それが自らの力を發揮することとそれを束ねて（協同連帶して）より大きな力にしていく、新しいしくみと新しい運営が必要です。私たちはそれにふさわしいしくみとして、有限責任中間法人「循環資源再生利用ネットワーク」をつくる事としました。

食料問題、エネルギー問題、環境対策等はそれ自身が大きな問題であり、独自的取り組みが必要なことはいうまでもありませんが、私たちは小さな単位（地域密着）でより多くの力を結集し、具体的成果を積み上げていく事を重視し、この3つの課題の共通する要素である有機性循環資源の再生利用を中心に取り組むことにしました。有機性循環資源は総廃棄物4,5億トン中、3億トン（年）にも及ぶ膨大な量があり、その対策は深刻です。又、食料自給率が先進国で最低の状況にあり、この循環資源の有効活用で生命産業（食料生産）を振興し、自給率の向上を図ることは重要です。

これまでも肥料や堆肥としての活用は広く行われていますが、私たちはさらに効果の大きい飼料化を筆頭課題とし、さらには、政府が打ち出した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に沿ってエネルギーへの挑戦もしていく事とします。

今日、これらに関する技術開発が日進月歩で進んでいますが、それらをつなげ、効果の上がる肝心の「社会システム」ができていないのが現状であり、その点での当法人の役割は大きいと考えます。

排出企業から再生事業者、畜産事業者、耕種農家（協同組合）、そして消費者（協同組合）まで幅広く参加を得て目的を達成していきたいと思います。

そして、これらの取り組みを通してみんなで育んでいきたい事、それは『太陽と大地からの貴重ないただきものに感謝し、大事に使わせていただきます』の心なのです。

2003年4月3日設立総会

## 2 1世紀の新しい循環型社会と循環型産業をつくっていきます

### 1. 循環型社会の構築 (食糧問題、環境問題など日本の現状は深刻です。)

日本の食料自給率は40%（内、濃厚飼料の自給率10%含む）と先進国では最低の水準です。しかし、一方で2000万トンもの食品廃棄物が出ています。例えて言えば、日本でとれるお米（約900万トン）の2.2倍もの量です。カロリーで例えると毎日、全国民がカレー一杯、ラーメン一杯分の食べ物を捨てている勘定です。輸入される食料の生産国（輸出国）での必要面積は1200万ヘクタールといわれ、日本の耕作面積（約500万ヘクタール）の2.4倍と広大な面積分です。世界的食糧危機は迫っています。

■廃棄物の発生の現状（図1）

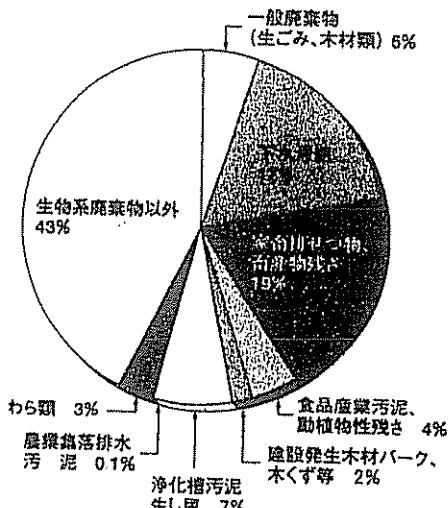
日本での年間の総廃棄物量は4.5億トンもあります。

そのうち有機性廃棄物は2.8億トンで全体の57%を占めています。（内訳は右のグラフ）

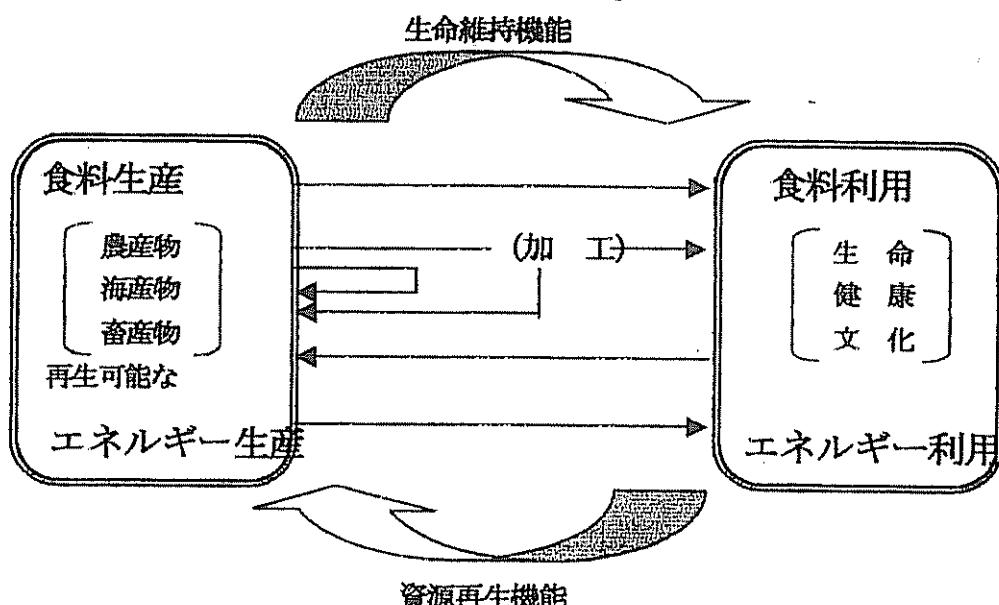
食料輸入が増えれば循環のバランスが崩れていきます。このままでは日本は「ゴミの山」になってしまいます。

（食品廃棄物の発生状況と再生状況）単位：万トン

（食品廃棄物の発生状況と再生状況）単位：万トン						
	一般廃棄物	うち草木系	うち家庭系	農業廃棄物	資源回収	資源化
一般廃棄物	1,600	600	1,000	5	-	5
うち草木系	(99.7%)	(0.3%)		(0.03%)		
うち家庭系						
農業廃棄物	340	177	47	104	12	163
	(52%)	(14%)	(31%)	(3%)		(48%)



「廃棄物をどうするか」の前にもう一度、原点にかえって、私たちの生命、健康、文化の源である大切な食料の確保を考えてみる必要があります。国内生産を重視し、地域循環型（地産地消）システムを確立することを私たちは大きな課題と考えます。



## 2、循環型産業の構築（大量生産、大量消費、大量廃棄の後にくるもの）

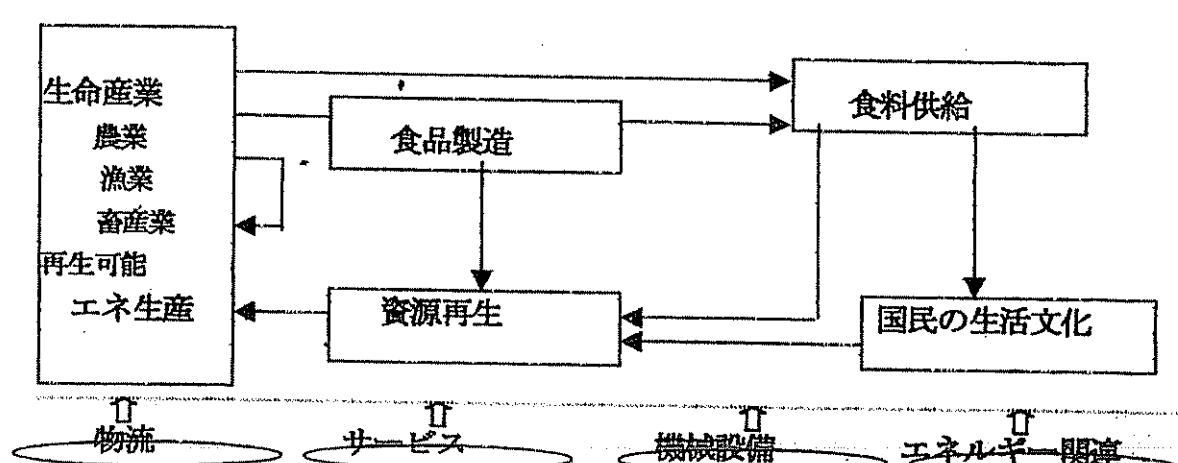
日本経済は戦後、高度経済成長・バブル期を体験し、いよいよ新たな時代に

「景気の回復」は大きな希望ではあります。それは、このままでは、

「京人の回復」は大きな希望ではありますか、それはかつての再現

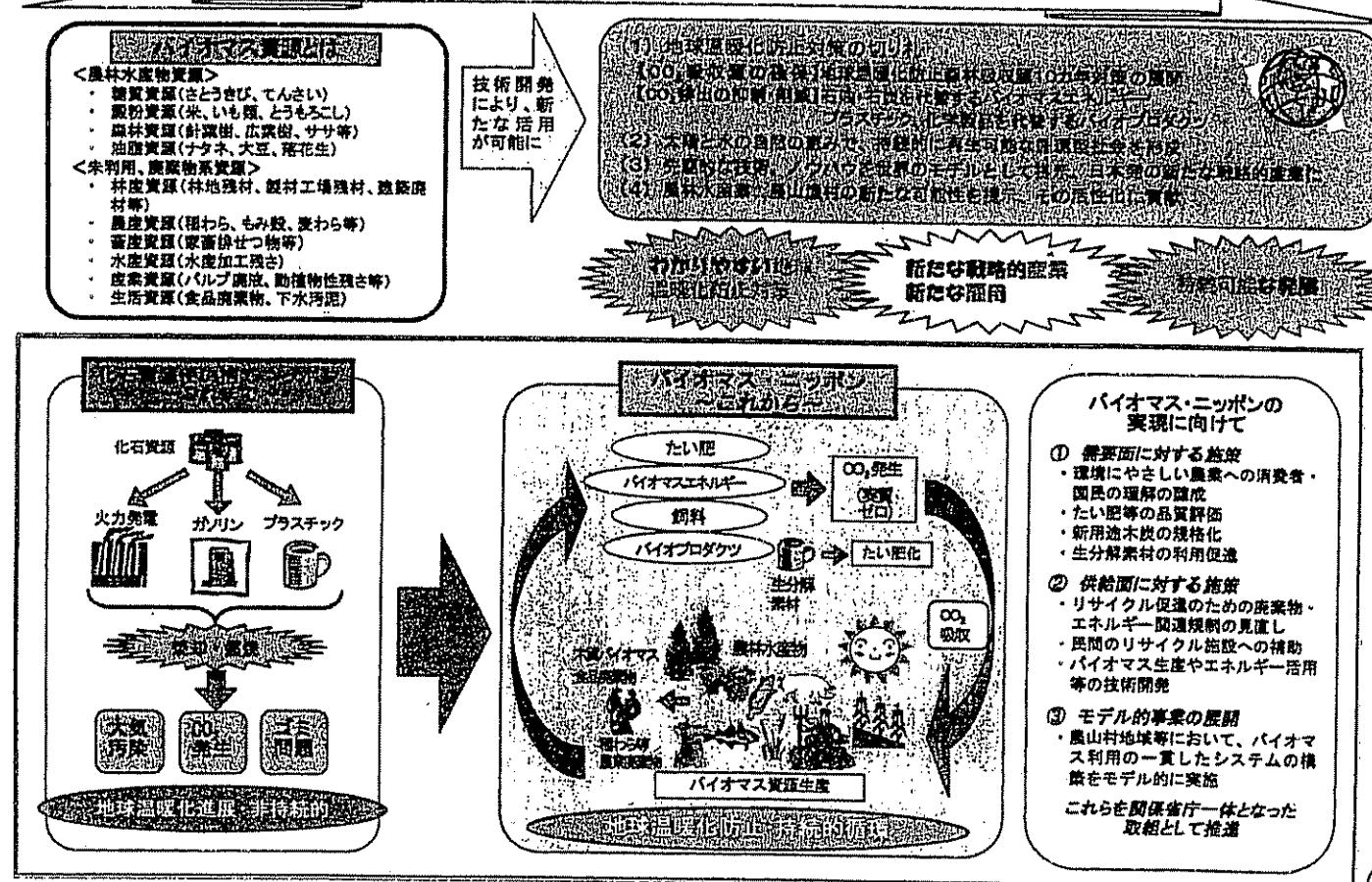
1 次産業分野は国民にとって大変重要な21世紀の生命産業です。  
燃料電池、バイオガスなど再生可能エネルギー

燃料電池、ハイオガスなど再生可能なエネルギーの実用化が急ピッチで進んでいます。環境経済、循環型の経済構造の構築が求められています。これには新しいネットワークシステムが必要です。私たちの挑戦です。



\*全ての産業に「入」と「出」と「相手」がある。そのバランスをとることが循環型産業

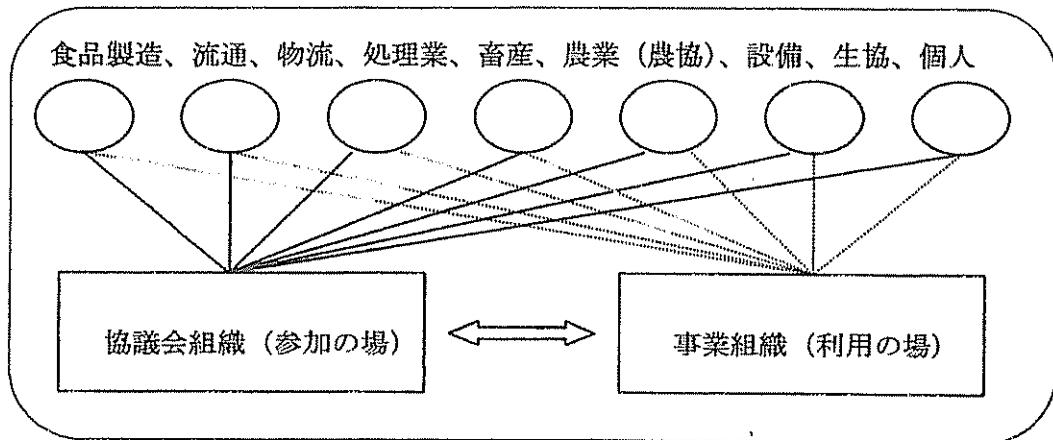
～化石資源使い捨てニッポンから、バイオマス・ニッポンへ！～



## 「循環資源再生利用ネットワーク」の運営と事業について

私たちの法人は中間法人法にもとづく非営利の組織です。

個人、法人どなたでも参加いただけます。(加入申込用紙をごらんください)



会員（社員）総会のもとに理事会を設置し運営にあたります。

- ・総会は毎年1月に定期総会を開催（社員1人1票制）  
事業年度は12月1日から翌年11月30日です
- ・理事会は2ヶ月に1回開催（理事10人、監事2人）
- ・会員の日常「参加の場」として協議会（又はテーマ別検討会、研究会）を設置します。開かれた場です。
- ・事業組織は「利用の場」として、各会員と具体的な事業化の検討を行い実行に移していく組織です。

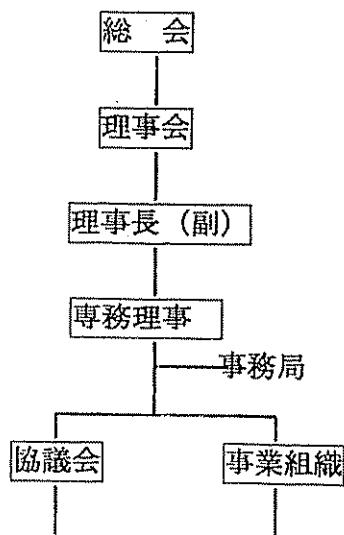
ここでは個別の各企業における内容検討を行います  
ので当法人との間では「秘守義務」を遵守した関係で  
進めていきます。

### 1、協議会組織（会員参加の場）

- (1) 循環資源に関する調査、研究、開発、
- (2) 情報の収集と具体化検討会、研究会等
- (3) 先進事例視察、講習会、研修会の開催
- (4) 会員相互の情報交換、会報発行、交流、社会的啓蒙、普及活動 等

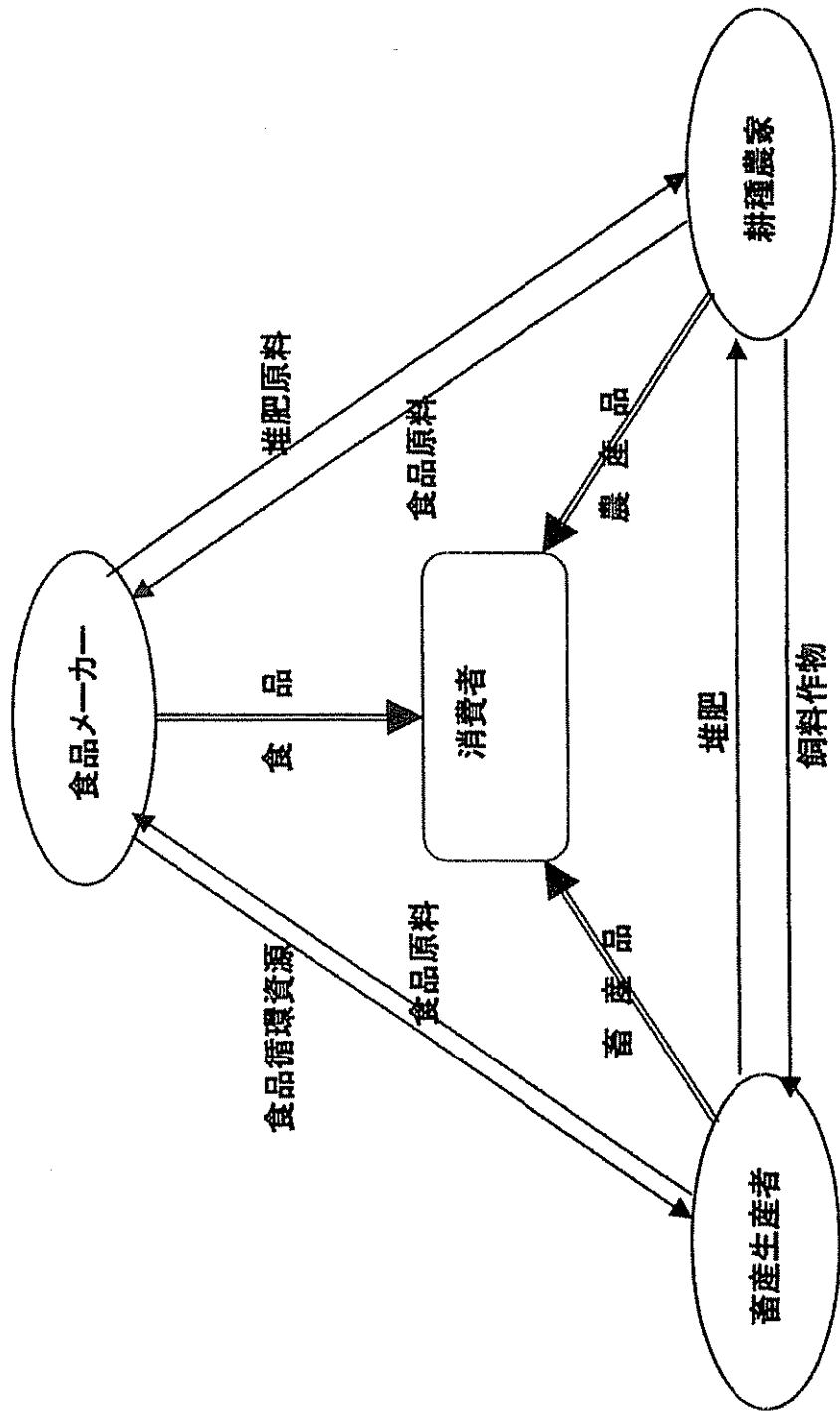
### 2、事業組織（乗り降り、利用する意味で「ステーション」と表現）

- (1) 情報ステーション（先端技術、機器等の紹介、斡旋）
- (2) 再資源化ステーション（循環資源の肥料製造、バイオマス利活用事業）
- (3) コンサルティングステーション（排出から利用までのエンジニアリング）
- (4) 共同販売、共同購入ステーション（関連資材の購入、製品、農畜産等の販売）
- (5) 前号に付帯する一切の事業



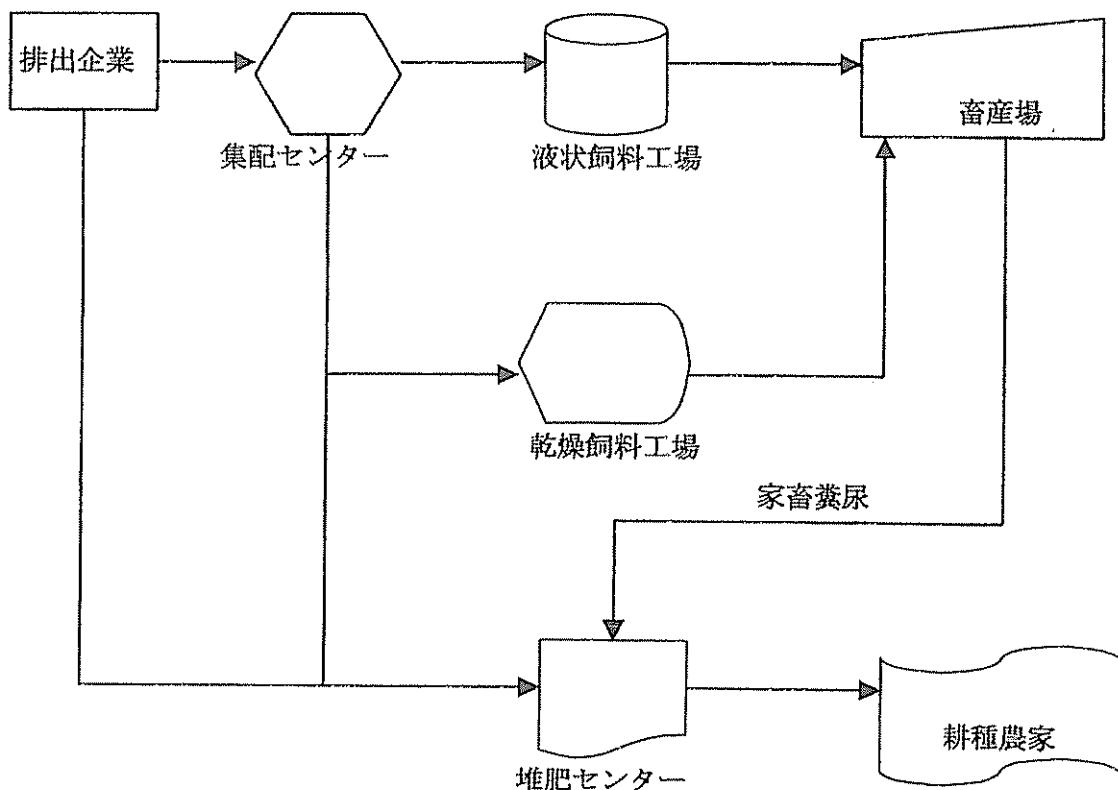
## 21世紀の新しい生産と消費の協同システムを提案いたします

循環型社会・循環型経済の構築  
地域循環システム(地産地消)の構築  
食料(飼料)自給率の向上

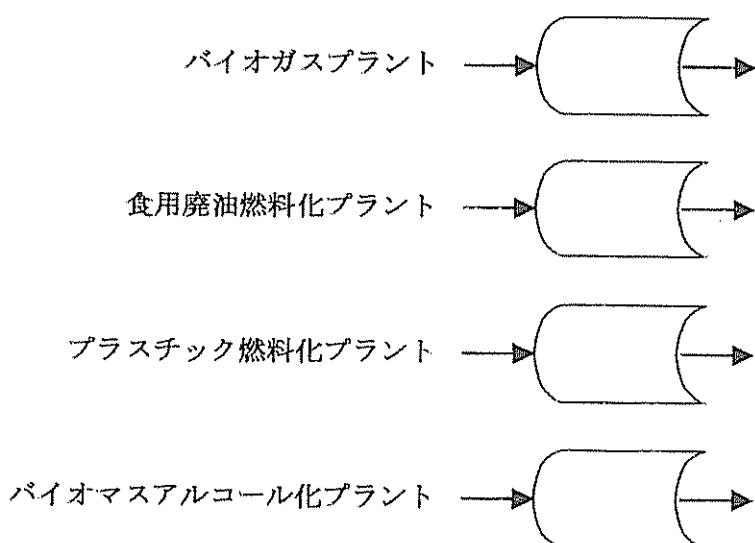


## 循環資源の再生と利用の事業に取り組んでいきます

モデルフロー図



さらに今後の新技術の実用化との連結をしていく



愛知（尾張、三河）岐阜（西濃、東濃）三重（北勢、南勢）静岡（西部、東部）の各地に地域循環型システムを構築しそれらを東海全体でネットワークします。

# 有限責任中間法人 循環資源再生利用ネットワーク定款（抜粋）

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、有限責任中間法人循環資源再生利用ネットワークと称する。

### (主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1に置く。

### (目 的)

第3条 当法人の目的は次のとおりとする。

当法人は、循環資源（廃棄物の中で再資源化して有効活用できるもの）の再生と利用に関する社員のために必要な共同の活動と事業を行い、もって社員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 循環資源の再生利用及び農産物、畜産物の利用、活用に関する調査、研究、開発
- (2) 循環資源の再生利用に関する講習会、研修会、先進事例視察等の開催
- (3) 循環資源の再生利用に関する社員に対する情報の提供
- (4) 循環資源の再生利用に関する社会的啓蒙普及活動
- (5) 循環資源を原料とする飼料、肥料、メタンガスの製造
- (6) 循環資源の再生利用に関するコンサルティング事業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

### (基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額は、金300万円とする。

## 第2章 社 員

### (入 社)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### (経費の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返済しないものとする。

## 第3章 社員総会

第14条 当法人の社員総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1月これを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

第4章 理事及び監事

(員 数)

第21条 当法人には、理事5名以上10名以内及び監事2名以内を置き、社員総会において選任する。

(資 格)

第22条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要のあるときは、社員外の者から選任することを妨げない。

(任 期)

第23条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第24条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務)

第25条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、代表理事が就任する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

第5章 計 算 (事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

## しげんさいせいネット（有限責任中間法人循環資源再生利用ネットワーク）

### 平成16年度 役員名簿

理事長 栗木 鋭三（株式会社クレスト 代表取締役）  
副理事長 小林 正芳（株式会社ライクスタカギ 代表取締役）  
専務理事 野々 康明  
理事 青山 和暁（株式会社昭和 代表取締役）  
理事 衣笠 功二（株式会社衣笠製麺 代表取締役）  
理事 黒岩 辰己（有限会社みつま物産 代表取締役）  
理事 小菅 伸一（株式会社大里ミートセンター 代表取締役）  
理事 橋本 直美（株式会社橋本 代表取締役）  
理事 吉永 満穂（株式会社瑞逢社 代表取締役）  
理事 渡辺 久和（三昌物産株式会社 代表取締役）  
監事 小島 晃（株式会社明輝クリーナー 代表取締役）  
監事 松岡宗之介（玉三屋食品株式会社 代表取締役）

事務局長 原 豊司

事務所 〒465-8611  
名古屋市名東区猪高町大字上社字井掘25-1  
TEL 052-703-2108  
FAX 電話に同じ  
Eメール shigensaiseinet@cello.ocn.ne.jp

有限責任中間法人循環資源再生利用ネットワーク

**加入及び会費に関する規定**

(目的)

第1条 当法人定款第8条第2項及び第9条に関する細目を定めるためにこの規定を設ける。

(加入金)

第2条 加入する者は次の加入金を当法人に納入するものとする。

- |        |       |  |
|--------|-------|--|
| (1) 個人 | 1口1万円 | 1口以上                                   |
| (2) 法人 | 1口5万円 | 事業高 年1億円未満法人 1口以上<br>事業高 年1億円以上法人 2口以上 |

(加入金の返還)

第3条 加入金の返還はしないものとする。

(年会費)

第4条 社員(会員)は次の年会費を当法人に納入するものとする。

ただし、期中加入者は月割り計算で納入することができる。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 個人会員 | 年額12,000円(月割り1,000円) |
| (2) 法人会員 | 年額60,000円(月割り5,000円) |

(会費の返還)

第5条 会費の返還はしないものとする

(その他)

第6条 本規定に定めのない事項であって必要な事項は、理事会において決定する。

付 則

この規定は平成15年4月11日より施行する。

